

令和3年長浜市農業委員会10月定例総会会議録

令和3年10月12日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（20人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番	八若 和美	2番	中川 半弥
	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	14番	北川富美子
	15番	大塚 高司	16番	阿辻 康博
	17番	小畑 義彦	18番	池田 美由紀
	19番	二矢 秀雄	20番	西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

なし

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 大住 広樹、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法施行規則第29条第1項の規定による農地転用届出について

報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第19号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第20号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第21号	農用地利用集積計画案について
議案第22号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第23号	長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱第6条の規定による別段の面積（下限面積）の指定の解除について

5. 議事録署名委員

14番 北川富美子 15番 大塚 高司

午後1時30分開会

（事務局）

それでは定刻となりましたので、ただ今より長浜市農業委員会、令和3年10月定例総会を開催させていただきます。緊急事態宣言、まん延防止重点措置も9月末で全て解除され、岸田新総裁は年内に数十兆円規模の経済対策を策定し、また、幅広い皆さんの所得、給与を引き上げる経済対策をとっていききたいとの意向を示されていますので、活気ある元気な日本となり、農業所得も向上し、元気な農業者が増えることを期待しているところです。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、9月17日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので職員は出席しておりません。10月6日、農地利用の最適化に向けた研修会がひこね市文化プラザで開催されましたので、多くの農業委員、農地利用最適化推進委員さんにも出席していただきました。

続きまして、今月の審議事項につきましては、4条申請が6件、5条申請が8件と、農用地利用集積計画案の決定、土地改良事業参加資格交代承認申請、長浜市空き家付き農地の別段面積の指定解除、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る10月4日に当番委員、1番の八若和美委員、6番の森川ゆり委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの

各議案の説明にあたりましては個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえでご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いたします。

(会長)

みなさんこんにちは。

まだお済みでない方もおられると思いますが、おおまかには秋の収穫が済んだところだと思います。今年の作柄はあまり良くないように思いますが、病気での被害や価格の低下、農家にとっては何とかこの一年をどう乗り切るのかという思いもするわけですが、皆様方、どうか乗り切っていただきたいと思います。

また、新型コロナウイルスの感染防止として自粛しておりましたが、緊急事態宣言、まん延防止重点措置も解除され、それぞれが動き始めたと報道されておりますが、まだまだ感染防止に努めていかなければと思います。皆様方におかれましても十分に気を付けて行動をしていただきたいと思います。

また、ここ数日は、自民党の総裁選挙、次の衆議院選挙の話題をよく耳にしますが、農業者にとって良い成果がみられるようになってくれればよいなと思うところです。

最近の天気は、気温差があり体調管理も難しく思われますが、風邪などひかぬよう気を付けていただきたいと思います。

本日の議事録署名委員の報告でございますが、14番の北川富美子委員、15番の大塚高司委員、両委員よろしくお願いたします。

それでは会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いたします。まず報告事項について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和3年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところ。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますのでご確認ください。

番号1、土地の表示、神照町地先、畑1筆、178㎡を車庫用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は番号2で転用された自己

所有農地、西は里道、南は水路、北は水路です。

番号2、土地の表示、神照町地先、畑2筆、263㎡を住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は東は里道、西は番号1で転用された自己所有農地、南は里道、水路、北は宅地、水路です。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところですが、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、口分田町地先、田2筆、1,385㎡を売買により長屋住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の東に位置します。周囲の状況は東は道路、西は宅地、譲渡人所有農地、南は道路、北は宅地です。

番号2、土地の表示、下坂浜町地先、田1筆、668㎡を売買により分譲宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は東と西は道路、南は田、北は道路です。

続きまして、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用の届出について、令和3年10月12日長浜市農業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農業施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱第5の規定により受理し、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、加田町地先、畑、1筆、112㎡を農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計8筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田8筆、15,174㎡の解約です。番号1から番号8のすべてが農地中間管理事業であり、これらの案件については耕作者の変更に伴う解約であるため、滋賀県農林漁業担い手育成基金と賃借人である耕作者との利用権の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました4件について、ご質問がありましたら、発言ください。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようですので議案審議に移ります。

まず議案第19号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第19号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第19号につきましては、今月の締切までに6件の申請がありました。書類審査のうえ受付を行っております。農地区分につきましては後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついていますが、さる9月21日に農地等調査委員会の将亦委員長、2番の中川半弥委員、17番の小畑義彦委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては令和3年10月4日に1番の八若和美委員、6番の森川ゆり委員にお願いし、行っております。結果については各当番委員よりご報告いただきます。よろしくをお願いします。

申請番号1、高月町柳野中地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、八若委員さんよりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、高月町柳野中地先、畑、207.61㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は東と南と北は宅地、西は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和40年頃に申請人の先代が隠居として建築し、現在に至っております。今回申請人が、地籍調査の事前説明を受け、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地がなく影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考え

ます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、西浅井町大浦地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、西浅井町大浦地先、畑、13㎡、転用目的を植林とした申請です。周囲の状況は東と北は道路、西は原野、南は山林です。

写真をご覧ください。申請地は道路買収による残地であり面積も小さく耕作に不向きで管理もできず荒地になっています。今回、管理しやすくなり景観もよくなることから、さかきを植える計画を建てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もなく影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、余呉町八戸地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付いたしております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、余呉町八戸地先、畑、171㎡、転用目的を倉庫敷地とした申請です。周囲の状況は東は道路、西と南と北は農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは平成元年頃に申請人の親族が倉庫を建築され現在に至ったものです。申請地は2名の共有名義になっており、そのうちの1名が亡くなられ、相続人がおられないことから相続財産管理人が選任され、もう1名の所有者と財産処分の手続きを進める中で農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては森川委員よりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、東上坂町地先、田、199㎡、転用目的を貸駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は東は道路、西と南と北は雑種地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは平成20年頃に申請人が貸駐車場として造成され、現在に至っております。今回、申請人が不動産整理をされたところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明し申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もなく影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、木之本町千田地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては八若委員さんよりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、木之本町千田地先、田、300㎡、転用目的を駐車場及び物置とした申請です。周囲の状況は東と北は宅地、西と南は農地です。

写真をご覧ください。申請地北側の住居に申請者の親が移住することが決まり、自家用車、来客者用の十分な駐車スペースがないため物置と併せて整備する計画を建てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、細江町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。申請地は許可前に着工されました。これは申請者と建設業者等の連携がうまくとれておらず、また、建築確認申請の際に登記地目の確認をされないことから起こったものでございます。こうした状況から農地等調査委員会にお諮りしたところ、建設工事は総会で許可相当と議決がされるまで中断するよう指導することとなったため、申請者に指導し現在工事は中断しております。本案件の詳細につきましては森川委員さんよりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、細江町地先、畑、268㎡、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東は農地、西は農地と宅地、南と北は道路です。

写真をご覧ください。申請者は申請地集落に居住しており、市内アパートに居住する息子の家族と同居するには現住居では手狭なため、今回、二世帯住宅の建築を計画され申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないことに加え、先ほど事務局から現地について説明がありましたが農地等調査委員会の指導に従い工事を中断されていることから許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第19号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(廣部委員)

申請番号3と、5についてお聞きします。まず、番号5についてですが、遠方におられる申請者の親が移住される為にとということで理解をしておりますが、番号3の方は他所にお住まいになりながらご自分で使用されるということですか。

(事務局)

はい。まず、番号3についてお答えします。現在、お二方の共有名義になっており、お一人は、お亡くなりになっており、財産管理人として弁護士を立てておられます。今回これを処分するに当たって、地目を確認したところ、農地だった為、今回申請されたものです。

番号5については、申請者が親の居住地として整備されるものです。

(会長)

他にございませんか。

番号4についてお尋ねしたいのですが、平成20年に埋められたとのことですが、今までとは違い比較的近年での出来事で、事務局としてはどのように考えておられますか。

(事務局)

優良農地の中で支障があるものについては改善を求めていきたいと思いますが、既に住宅等が建っているなど、そういうところにおきましては、原状復旧というよりも適法にもっていくのが現実的な指導でないのかと思います。ご理解の程、よろしく申し上げます。

(会長)

他にございませんか。

(将亦会長職務代理)

番号4についてですが、今回、調査委員会で諮っているものになり、青地でなくても、一団として10haある中の優良農地でしたら、基本的に厳しい態度をしなければなりません、原況回復を命じる農地というのは、なかなかありませんので、運用上、基本的にしっかりと事務手続きをした上で許可をしたいと思います。また、やみくもに許可するのではなく、調査委員会でしっかりと調査をさせていただき、総会へかけるということになっておりますのでご了承をいただきたいと思います。

(会長)

他にございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第19号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第20号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第20号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年10月12日、長浜市農業委員会会長名。

議案第20号につきましては、今月の締切までに8件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄にこめじるしがついています案件につきましては、先の議案第19号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましても先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、余呉町中之郷地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。また申請地は、長浜市役所余呉支所から北東へ500mほどに位置します。市役所から概ね500m以内に位置していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、余呉町中之郷地先、田、6,677㎡、契約内容は売買で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は東と西は農地、南と北は道路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和62年頃に伊香郡余呉町の東野中之郷線開設事業において発生した残土の処理地として盛られたものです。譲受人は再生可能エネルギーの発電事業等を営んでいる法人です。今回、関西圏で太陽光発電施設の設置を計画され、適地を探されたところ、申請地を適地とされ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、かなりの盛土がされておりますが、良質土でのり面積成型もされ30年以上経過もされており、安定しているものと思われまます。

雨水、排水対策も整っており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落

の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、東上坂町地先、田、2,078㎡、畑、104㎡、計2,182㎡、契約内容は売買で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は東と西は道路、南は宅地と雑種地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は再生可能エネルギーの発電事業等を営んでいる法人です。今回、関西圏で太陽光発電施設の設置を計画され、適地を探されたところ、管理に困っていた譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、湖北町津里地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、湖北町津里地先、畑、485㎡の内61.50㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的をゴミ集積所とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は譲渡人所有農地、南は雑種地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は現在のゴミ集積所が県道沿いにあり車の往来が多く、搬入者等の交通事故の恐れがあるため、搬入者等の安全が確保でき搬入車両の十分な旋回スペースが確保できる適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、高月町重則地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上ありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土

地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には、例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、高月町重則地先、畑、314㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東と西と南は水路、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は現在市内のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため両親の居住する集落に住居を建設する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、山ノ前町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。申請地は令和3年9月7日付け長浜市公告第183号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、山ノ前町地先、畑、319㎡、契約内容は贈与で、転用目的を共同墓地とした申請です。周囲の状況は東と北は水路、西は農地、南は譲渡人所有農地です。

写真をご覧ください。譲受人は既存の墓地が山の中腹にあり、急な参道や倒木等の日常管理難しいことから平地に移設する計画を建てられ適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、湖北町延勝寺地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は

集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上でありますので、第1種農地と判断しております。第1種農地においては原則許可できませんが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設を集落に接続して設置する場合には例外的に許可できますことから、許可相当と判断しています。申請地は令和3年9月7日付け長浜市公告第183号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって白地になっております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、湖北町延勝寺地先、田、317㎡、契約内容は売買で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東は道路、西は水路、南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は現在市外のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため両親の居住する集落に住居を建設する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。また、申請地は都市計画法による用途地域内であるため、第3種農地と判断しております。第3種農地においては許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、八若委員よりご報告をいただきます。

(八若委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、田町地先、田、1,242㎡、畑、257㎡、計1,499㎡、契約内容は売買で、転用目的を建売分譲住宅とした申請です。周囲の状況は東と西は道路、南は農地、北は農地と宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は滋賀県湖北地域を中心に不動産業を営む法人です。今回、住環境がよく住宅需要が高い地域に建売分譲住宅を計画され適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、野瀬町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森川委員よりご報告をいただきます。

(森川委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、野瀬町地先、畑、217㎡、契約内容は贈与で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は東は雑種地、西と北は農地、南は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は森林の整備や環境保全を中心に活動を行っている法人です。今回、申請地の東側に隣接する野瀬ふれあい広場の駐車場がないことから広場の周辺に整備する計画を自治会と協議され申請地を適地とし、譲渡人とのはなしがまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第20号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

議案第20号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に議案第21号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第21号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年10月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件、所有権の移転の案件、農地中間管理事業による利用権の案件がございます。まず、相対による利用権の設定につきましては、貸し手6人に対して借り手が3人で、筆数は13筆、合計の面積で23,667㎡を利用権設定される計画です。次に所有権の移転につきましては、所有者6人、取得者3人、筆数は8筆、面積は8,107㎡を所有権移転される計画です。最後に、農地中間管理事業による利用権の案件につきましては、貸し手が132人、借り手が滋賀県農林漁業担い手育成基金であり、筆数は329筆、面積666,649.50㎡を利用権設定される計画です。

それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。利用権設定について、と記載されている番号1から番号13につきましては相対によるもので、地元農業者に利用権設定される計画です。次に所有権移転につきましては、タイトルの後方が、所有権移転について、と記載されている番号1から番号8につきましては、耕作目的で当該地を売買により購入されるもので、譲受人が認定農業者であるため農業経営基盤強化促進法により所有権移転することになったものです。

最後に農地中間管理事業による利用権の案件ですが、タイトルの後方が、利用権設定について、と記載され、備考欄に農地中間管理事業、と標記されている番号14から番号342までが所有者と借り手である滋賀県農林漁業担い手育成基金が利用権設定される計画です。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第21号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは諮問を受けました、議案第21号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に議案第22号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第22号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和3年10月12日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にごございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から7番までの7件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく使用貸借、賃貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第22号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

それでは議案第22号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第23号、長浜市空き家付き農地の別段面積の取扱い要綱第6条の規定による別段面積の指定の解除について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第23号、長浜市空き家付き農地の別段の面積取り扱い要綱第6条規定による別段の面積、下限面積の設定の解除について、長浜市空き家付き農地の別段の面積取り扱い要綱第6条規定による別段の面積、下限面積の設定の解除について、承認を求めます。令和3年10月12日提出 長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は長浜市空き家付農地の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積の指定の解除の公告するためのものです。本案件は、黒字になっている布勢町字出布施1465番以外の農地、24筆の下限面積の指定の解除をするものです。長浜市空き家付き農地の別段の面積取り扱い要綱第6条規定により、空き家及び空き家付き農地について、権利の移転又は設定を行う者が所有権の移転を行ったとき、空き家付き農地の所有者から空き家付き農地の指定の取り消し申出があったときについては、指定

を解除するものとなっています。一番下段にあります木之本町大見字大口382番と余呉町池原字前畑2042番については、令和3年7月12日付けで下限面積の設定をしましたがその空き家の売買が白紙になり、農地所有者から令和3年8月26日付けで指定解除申出書が提出され、下限面積の指定の解除に至ったものです。その他の農地22筆については、空き家バンクに空き家と農地が登録され、別段の面積を0.1アールに規定した後、売買の話がまとまり農地法第3条許可を得て、不動産登記法において所有権の移転がされたことを確認したため、下限面積の指定の解除に至ったものです。また、このことを農地等調査委員長に説明、報告を行い、指定の解除を行っても問題なしとの意見をいただいております。このことを受け、長浜市空き家付き農地の別段の面積取り扱い要綱第6条の規定に該当したことにより、指定の解除を行うため議案書のとおり公告しようとするものです。

以上をもちまして、議案第23号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第23号について、ご意見ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、お尋ねします。別段の面積を0.1アールの区域が全てなくなりますが見え消しで残すのですか。

(事務局)

はい、お答えします。

表の記載の方法についてご説明いたします。一般的には解除の告示を行った後、表より削除するものですが、告示も1筆単位で行っていることもあり、解除の際の標記について滋賀県に確認したところ見え消しで表記するよう指導いただいたことから、見え消しとしております。しかしながら、事務としても、このままでは、今後指定した筆を見え消しの筆があることで混乱をまねくおそれがあるため、削除の方向で県と調整します。

(会長)

わかりました。他にございませんか。

(会長)

他にご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第23号、長浜市空き家付き農地の別段面積の取扱い要綱第6条の規定による別段面積の指定の解除について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり指定を解除することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に協議事項、令和4年度農業施策に関する意見書について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、協議事項、令和4年度農業施策に関する意見書について説明させていただきます。

1点目、令和4年度、長浜市農業施策に関する意見書について。内容のご説明をさせていただく前に、これまでの経緯についてご報告を申し上げます。まず本意見書を作成するにあたり、昨年度の意見具申に対する市、当局の回答の結果の精査を行いました。また、本年度より8・1調査を廃止いたしましたので、令和3年8月に1ha以上の耕作されている販売農家に対しまして、農業経営に関する意向調査を実施しました。調査結果につきましては先日に送付させていただきました資料1に添付しております。また、令和3年6月に前期の農業委員、推進委員に、8月に後期の農業委員、推進委員にご依頼をさせていただきました農業政策の提案につきましては、多くのご意見をいただきありがとうございました。いただきましたご意見の内容につきましては、こちらも先日にお送りさせていただいておりますが、資料2に添付しております。また先日、全委員の方に送付させていただきました意見書に対してのご意見をいただきました結果、新たにご意見をいただいておりますので、今回、盛り込んでおります。これらの活動のほか、農業振興委員会を4月以降、計7回開催し、意見書として取りまとめたものを、本日、お示ししております。それでは内容についてご説明を申し上げます。5つの項目で構成させていただいております。高齢化による農業者の減少や大規模災害に加えまして、新型コロナウイルスの影響から農産物の価格下落を招き、2021年産米のJAの買い取り価格は約2,000円下落し、農業自給率も過去最低の37.17%となるなど、日本農業の存続が危ぶまれる状況となっております。またアンケートの結果などから、本年度は農業所得の安定、特に米価の底上げを最重要課題とし、様々な課題を解決するため、昨年と同様に大きく5つの項目に取りまとめたものでございます。

それでは、1、多様な担い手の確保、育成について。昨年3月に閣議決定されました、食料、農業、農村基本計画を受けまして大規模農家の支援に加え、小規模農家や生きがい農家といった多様な担い手を確保、育成するための提案をするものであります。まず、生きがい農家の育成については、将来、担い手となるかもしれない農業従事者のすそを広げていくため、農業に興味のある人に農業を体験してもらう、農業に興味のある人を増やしていく取り組みとして、手軽に始められる家庭菜園向けの野菜講習会、専門家の指導を受ける実践研修について要望するものでございます。次に、小規模農家の育成について。以前

から要望していたものであり、その結果、昨年創設いただき、本年増額いただいた小規模農家営農継続支援事業補助金でございますが、補助対象が水稻耕作に限定されていることから、農村の存続及び遊休農地の発生防止の観点からも、水稻以外の機械補助を要望するものでございます。次に、中規模、大規模農家の支援について。小規模農家の離農により手放した農地が集積されておりますが、今年のように米の買取価格が約2,000円程下落するような事態になりますと、規模の大きな農家ほどその影響は大きくなり、このような事態が続けば廃業される危険もございます。こうした事態を避けるための担い手支援として、農業機械の免許取得や技能取得への支援。皆様からいただきましたご意見により、以前は免許の種類等について記載をしておりませんでしたでしたが、より具体的にあげており、今後導入が進んでいくであろうドローンについても記載を行っているところでございます。また、作業効率の向上に必要な機械アタッチメント補助金の拡張についても、具体的な例を挙げ、取り上げております。また、関係機関と連携した実現可能な、人、農地プランの作成、大規模農業経営農家の廃業に対応できるよう、JAの農業法人が最後の受け皿となり得るよう、市と連携した体制の検討を要望するものでございます。次に、女性農業者の支援について。農業が多様化する現在では、農業の加工や販売の場において、女性ならではの視点やアイデアが生み出した商品やサービスも多く、これらは農業において女性農業者の意見は大変貴重であり、多くの農業者の期待を寄せられているところであります。昨年意見具志で要望し、本年7月に設立された女性農業者組織ながはまアグリネットワークが女性農業者にとって気軽に話し合える交流の場となるよう継続した支援を要望しているものでございます。続きまして、農業サポーター制度の開設について。営農していただくうえでは閑散期、繁忙期がございます。農業法人などではその繁忙期において臨時的な労働力確保にはかなり苦労されているものと聞きしております。また農業に関心のある方、農業の実作業体験や自然との触れ合いを希望される方、今後、農業へ就業意欲をお持ちの方など、農業サポーターとして農作業のお手伝いを希望される方、農家を応援していただける方はあるものと思っております。ここでは農業経営者と労働力を結びつける仕組み作りの提案でございます。実際、この制度を取り入れている自治体も多く見られ、例として大阪府の箕面市農業サポーター制度や、茨木県の牛久市農業ヘルパー制度を参考に農業経営者と労働力を結びつける仕組み、構築を要望するものでございます。続きまして、農家とシニアや退職者をつなぐ仕組みについて。人生100年時代を見据え、シニアや退職者の健康や生きがいづくり、農業現場での労働不足の解消を行うために労働力の欲しい農家と生きがいを求めるシニアや退職者をつなぐ仕組みづくりを要望するものであります。

それでは、2、持続的な農業経営の支援について。ここでは収益性の高い露地野菜や、施設野菜への支援及び、米価の安定にもっとも重要なブロックローテーションについての提案でございます。まず、加工用トマトの産地化に向け、継続した取り組みです。本年よりカゴメ株式会社、ヤンマーマルシェ株式会社と連携し、トマトジュース向け加工用トマトの実証栽培に取り組みされました。将来、本作物が本市の高収入な生産調整作物に選択され

るよう、産地化に向けた継続の取り組みを要望するものでございます。続きまして、国が農業者の経営安定のため創設した、農業者収入保険加入促進事業の継続について。農業者収入加入促進支援事業の年度以降の継続について要望するものでございます。次にブロックローテーションの支援でございます。取り組みとしては集落ぐるみのブロックローテーションによる生産調整の取り組みが効果的と考えておりますので、経営体単位のブロックローテーションを支援できるメニューの拡充について要望するものでございます。

続きまして、3、鳥獣害対策について。本市における鳥獣害対策は鳥獣捕獲や防護柵の設置など積極的な事業展開と手厚い支援があり、農業委員会においても特別委員会を設置し、積極的な活動を展開しているところですが、農業経営に関する意向調査では被害防止を訴える声は依然として多く寄せられている状況の為、防護策については市内全域で設置が完了するよう関係機関と連携して対策を講じること、集落への獣害対策を支援するため、防護柵の設置や修繕、狩猟免許の支援の計画、サル、イノシシ、シカの捕獲強化。特にサルに対しては新たな取り組みをしてほしいという要望。また里山リニューアル整備の未実施の実地について積極的な働きかけなど要望するものでございます。

次に、4、遊休農地対策について。遊休農地の発生防止、解消は、農業委員会の農地利用最適化のなかで重要な業務でございますが、令和3年3月現在の遊休農地面積は45.6haで中山間地域を中心に存在しており、その中では木が生い茂っているところも多く、重機等で解消する必要があることから、耕作放棄地解消対策補助金の継続を要望するものでございます。

最後に、5、国、県要望について。本年度は農業施策の安定、特に米価の底上げを最重要化課題として、大きく3つの課題をもって要望を行うことといたしました。一つ目は米価安定のための調整です。2021年産米の買い取り価格は昨年と比べ、一俵、約2,000円下落しており、大農家ほど打撃を受け経営面での危機に直面しております。長浜市農業のような土地利用型農業の維持、発展には米価の安定が必要不可欠であり、国の責任において適正な生産数量の配分による米価の安定を図ることに加え、作付時の入り口対策だけではなく、余剰米の収容を確認することや、コロナ禍で生活困窮者への支援米として国が買い取るなど、出口対策を講じるよう要望をするものでございます。二つ目は所得向上対策についてです。農業は、国民に農業を供給するだけでなく、国土を保全する基幹産業であることを再認識し、若者に選ばれる職業となるよう、収益が上がる産業に育てることに加え、依然削減されることのない生産コストを国のアクションプランどおり4割削減の実現について要望をするものでございます。三つ目は食料自給率の向上の取り組みについてです。食料自給率の向上は、国民の生命と健康の維持はもちろんのこと、不測時における食料安定保障の観点から重要な課題ですが、2020年の食料自給率は37.17%と過去最低を更新している状況です。米の消費拡大、食料自給率の向上には国民が自分たちの課題としてとらえ、行動を起こす必要があると思っております。本年7月、食と農を繋ぐ国民運動としてスタートした、食から日本を考えるフードシフトを食料自給率の向上に繋がる真の国民運動とし

て、協力を進めるよう要望するものでございます。

以上が説明となっております。今後の予定といたしましては、この後、皆様にご協議いただきまして決定をいただいた後、10月17日の午後、正、副会長、正、副農業振興委員会委員長に出席いただき、提出していただく予定となっております。

(会長)

ただいま説明のありました意見具申の意見書について、ご意見ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

他に意見も無いようですので、この内容で、市長に意見具申することに決定します。
今年10月27日の午後、市長に意見具申の場を設けていただきましたので、副会長、正副農業振興委員長とともに意見書を提出し、農業者の声をしっかり届けて参ります。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、令和3年10月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。
2点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

3点目、令和3年11月の農業委員会定例総会につきましては、令和3年11月10日、水曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定しております。

4点目、令和3年11月の農地転用の現地調査につきましては、令和3年11月4日、木曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、8番の森委員、9番の橋本委員となっております。案内については、後日通知させていただきます。よろしく申し上げます。

5点目、令和3年10月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和3年10月22日、金曜日の午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は1番の八若委員、6番の森川委員です。よろしく申し上げます。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦労様でした。
また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)